

令和5年7月10日  
九州運輸局

連絡先：

国土交通省 九州運輸局 自動車技術安全部  
技術課 小宮、神宮  
TEL 092-472-2539

## 自動車検査証の有効期間を延長します

～令和5年7月の大雨を受けて～

令和5年7月の大雨に伴い、九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所（福岡県久留米市上津町2203-290）に緊急安全確保が発令されたことから7月10日の業務を中止しました。

このことから、当該事務所が所管している地域<sup>\*</sup>に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和5年7月10日の自動車について、令和5年7月11日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

## ※【対象地域】

福岡県（久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡）

1. 令和5年7月の大雨に伴い、久留米市内に緊急安全確保が発令されたことにより、九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところです。このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示したのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年7月10日のもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	令和5年7月10日
------------	-----------

○ 延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和5年7月11日まで延長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和5年7月11日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月11日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 福岡運輸支局長の公示

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年7月10日のものは、令和5年7月11日をもって満了するものとする。

## 記

久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、  
みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡

令和5年7月10日

九州運輸局 福岡運輸支局長